

# この1年のトピックス

【令和2年10月12日～】

## ●小型充電式電池の回収を開始しました

リチウムイオン電池を始めとする小型充電式電池の家庭からの収集ごみ（破碎ごみ・プラスチック容器包装ごみ）への混入が続いています。令和2年5月には、南部クリーンセンターの再生利用施設で、リチウムイオン電池等が原因の火災が発生し、一時稼働停止したほか、西部クリーンセンターや収集車でも発火事故が多発しています。

このようなことから、この度、高松市として、リチウムイオン電池等の小型充電式電池の回収を開始しました。

## ◎ 回収の対象となる小型充電式電池

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池

～目印となるリサイクルマーク～



## ◎ 回収方法

本市施設21か所にリサイクルBOX缶を設置しています。また、南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターでも回収を行っています。

～リサイクルBOX缶～

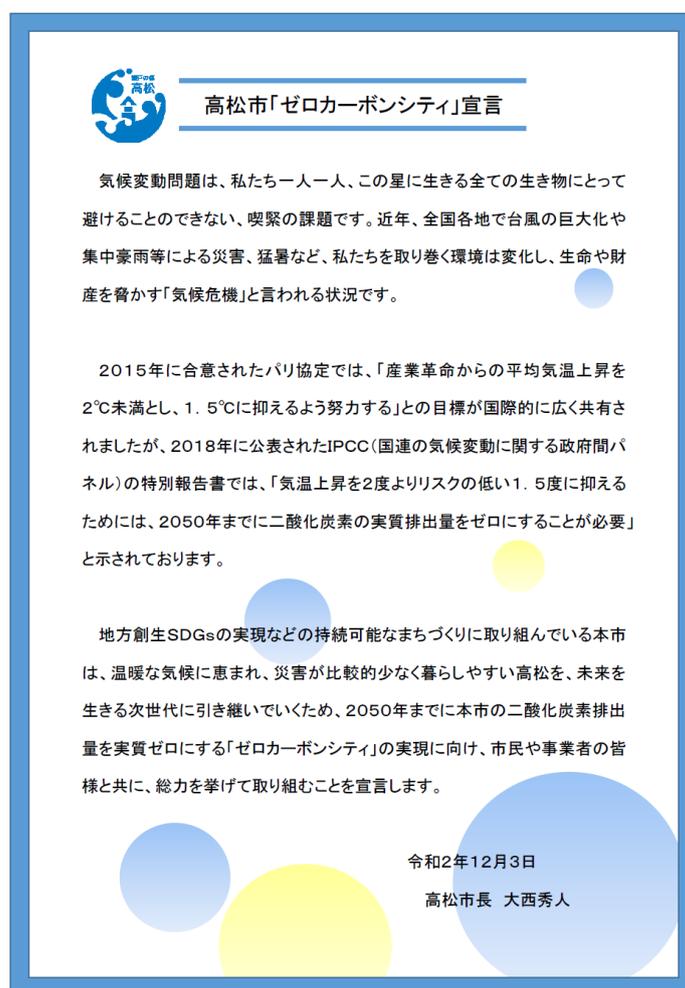


【令和2年12月3日】

● ゼロカーボンシティの宣言

近年、猛暑や豪雨等の異常気象による災害が国内外で増加し、今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化が予測されており、IPCC1.5℃特別報告書では、気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年前後に二酸化炭素の排出を実質ゼロにする必要があると示されたことを受け、国内外で脱炭素社会への動きが加速してきたことから、持続可能な未来の実現のため、市民や事業所とともに総力をあげて取り組むよう「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

ゼロカーボンシティとは、脱炭素社会の構築に向けて、2050年に温室効果ガスを実質ゼロにすることを旨とするを表明した自治体のことで、令和2年12月3日時点で、本市を含め181の自治体が表明しています。



 高松市「ゼロカーボンシティ」宣言

気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない、喫緊の課題です。近年、全国各地で台風の巨大化や集中豪雨等による災害、猛暑など、私たちを取り巻く環境は変化し、生命や財産を脅かす「気候危機」と言われる状況です。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されましたが、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されております。

地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりに取り組んでいる本市は、温暖な気候に恵まれ、災害が比較的少なく暮らしやすい高松を、未来を生きる次世代に引き継いでいくため、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民や事業者の皆様と共に、総力を挙げて取り組むことを宣言します。

令和2年12月3日  
高松市長 大西秀人

## ● 脱炭素社会推進本部の設立

ゼロカーボンシティの実現に向け、今までの「高松市環境問題庁内連絡会議」を廃止し、新たに市長を本部長とする全庁的組織である「脱炭素社会推進本部」を立ち上げました。「ゼロカーボンシティ」を宣言した後、第1回高松市脱炭素社会推進本部 本部会を開催しました。



【令和3年3月】

## ● エコシティたかまつ環境マネジメントシステムの改定

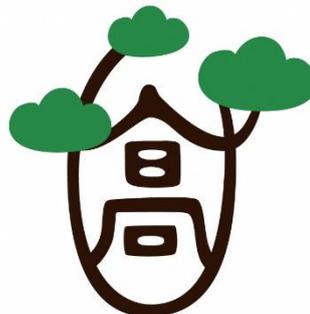
「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、地方公共団体の実行計画の事務事業編として位置付け、「エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に定められたエネルギー使用量及び温室効果ガスの削減等、本市の行政活動から生じる環境負荷を低減するための役割を担うものです。

今回、本システムの第1次運用期間が2020年度で終了し、その他環境配慮項目である用紙類使用量と上水道使用量の削減について、引き続き取り組む必要があることから、第2次運用期間の目標を設定しました。

【令和3年3月31日】

## ● ゼロカーボンシティロゴマークの作成

市民や事業者の皆様と共に総力を挙げて、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組む機運の醸成を図るため、本市との連携・協力に関する包括提携を締結している学校法人穴吹学園穴吹デザインカレッジにロゴマーク作成を依頼し、応募作品の中から「ゼロカーボンシティたかまつ」のロゴマークを決定しました。



Zero Carbon City  
Takamatsu

# 目 次

## 序章 高松市の概要及び環境保全行政

### 第1節 自然的・社会的条件

1 位置及び面積	1
2 気象	1
3 人口等	1
4 土地利用等	1
(1)土地利用の推移	1
(2)都市計画区域指定面積	2
(3)用途地域指定面積	2
5 産業の概況	2
6 交通	2

### 第2節 組織

1 環境問題庁内連絡会議	3
2 脱炭素社会推進本部	3
3 環境審議会	4
4 廃棄物減量等推進審議会	4
5 産業廃棄物審議会	4
6 地球温暖化対策実行計画推進協議会	4
7 水環境協議会	4

### 第3節 環境の保全及び創造に関する条例

1 環境基本条例	5
2 持続可能な水環境の形成に関する条例	5
3 公害防止条例	5
4 環境美化条例	5
5 廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例	5
6 都市公園条例	6
7 緑化条例	6
8 美しいまちづくり条例	6
9 景観条例	6
10 屋外広告物条例	6

### 第4節 計画の推進

1 環境基本計画	7
(1)計画の位置付け	7
(2)計画の期間	7
(3)計画の対象	7

(4)計画の構成	8
(5)計画の推進	9
2 地球温暖化対策実行計画	11
(1)計画の概要	11
(2)温室効果ガス排出量の状況	11
3 エコシティたかまつ環境マネジメントシステム	11
(1)システムの概要	12
(2)環境目標として設定する項目の実績等	12
(3)環境に配慮した公共工事への取組	14
4 高松市の環境方針	15

## 第1章 資源の循環的な利用

### 第1節 廃棄物の減量と資源循環の推進

1 ごみの発生抑制の推進	16
(1)食品廃棄物の削減の推進	16
(2)プラスチックごみ削減の推進	17
(3)ごみに対する意識の啓発	18
(4)3Rの普及啓発	18
2 ごみの減量と再資源化の推進	18
(1)小型家電等リサイクル推進事業の実施	18
(2)溶融スラグの再利用の促進	18
(3)地球にやさしいオフィス・店登録制度の推進	18
(4)事業系一般廃棄物の減量対策の推進	19
(5)家庭系ごみ有料化事業の推進	19
(6)ごみ分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーの作成	20
(7)ごみ分別アプリの配信	20
(8)グリーン購入の推進	20

### 第2節 廃棄物の適正処理の確保

1 適正処理の確保	21
(1)廃棄物処理施設	21
(2)ごみ処理施設の状況	21
(3)災害廃棄物処理体制の整備	22
(4)一般廃棄物適正処理の推進	22
(5)廃棄物処理施設の適正処理のための調査・指導	22
(6)産業廃棄物適正処理の推進	22
(7)資源ごみ持ち去り防止対策の実施	23
2 し尿の適正処理の推進	23
(1)汚水処理施設共同整備事業の推進	23
(2)し尿処理施設の状況等	24
3 不法投棄の防止	24
(1)不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦等清掃活動の実施	24

(2)不法投棄防止パトロールの実施	25
(3)不法投棄防止監視カメラの設置	25
(4)家電リサイクル法施行に伴う不法投棄	25
(5)空き地の適正管理	25
(6)苦情処理件数	25
(7)海ごみ対策事業の推進	26
(8)環境意識の啓発	26
<b>第3節 水循環の推進</b>	
1 水問題の現状	27
(1)概要	27
(2)水環境基本計画の策定	27
2 節水意識の啓発	28
(1)節水意識の啓発等	28
(2)「我が家の水がめぐり」の周知・啓発	28
(3)「巧水スタイル推進チーム」への参加活動	28
(4)大規模建築物の節水・循環型水利用計画による指導等の実施	28
3 水の循環利用の推進	29
(1)雨水貯留施設の整備	29
(2)再生水利用下水道事業の推進	29
(3)雨水利用促進助成制度	30
(4)浄化槽の雨水貯留施設改造助成制度	31
(5)雨水浸透施設設置に関する助成による雨水利用の促進	31
(6)透水性舗装の整備の推進	32
<b>第4節 香川県広域水道企業団</b>	
1 水道事業等の広域化	33
(1)香川県広域水道企業団の発足	33
(2)運営体制の効率化	33
2 水道の需給状況	34
(1)水道事業の現況(高松ブロック統括センター:高松市域)	34
(2)水道需給の動向	35
3 自己処理水源の確保への取組	35
(1)柁川ダム建設事業の推進	35
(2)地下水源の調査・開発	36
<b>第2章 地球環境</b>	
<b>第1節 地球温暖化対策の推進</b>	
1 再生可能エネルギー等の利用促進	37
(1)太陽エネルギーの利用促進	37
(2)その他のエネルギーの利用促進	38
2 省エネ型ライフスタイル等の促進	38

(1)省エネ行動の推進	38
(2)建物等の省エネ化の促進	39
(3)環境性能に優れた自動車の普及促進	39
3 低炭素なまちの実現	40
(1)環境負荷の少ない移動手段への転換	40
(2)緑化の推進	41

## 第3章 生活環境

### 第1節 水質

1 水環境の現状	42
(1)海域	42
(2)河川	42
(3)ため池	43
(4)地下水	43
(5)水生生物調査の実施	43
2 水環境の保全に講じた施策	44
(1)生活排水対策の推進	44
(2)工場・事業場等排水対策の推進	45
(3)下水道施設の適正管理の推進	46
(4)生活排水路整備事業の推進	47
(5)環境保全型農業の推進	47
Pick up 水災害の備え	48
(1)下水道施設の耐震化の促進	48
(2)雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備	48
(3)地震・津波海岸堤防等対策事業	48
(4)ため池の適正な防災対策	48

### 第2節 大気

1 大気環境の現状	49
(1)いおう酸化物	49
(2)浮遊粒子状物質	49
(3)窒素酸化物	50
(4)一酸化炭素	50
(5)光化学オキシダント	50
(6)微小粒子状物質(PM2.5)	50
(7)炭化水素	51
(8)有害大気汚染物質	51
(9)風向・風速	51
2 大気環境の保全に講じた施策	51
(1)大気汚染に係る環境基準	51
(2)規制	51

(3)立入調査	52
(4)緊急時対策	52
(5)微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起	53
(6)石綿対策	53
<b>第3節 音</b>	
1 騒音の現状	55
(1)自動車騒音	55
(2)工場・事業場騒音	55
(3)建設作業騒音	55
(4)生活騒音	56
(5)環境騒音	56
(6)航空機騒音	56
2 音環境の保全に講じた施策	56
(1)騒音に係る環境基準	56
(2)規制	57
(3)指導	57
<b>第4節 振動</b>	
1 振動の現状	58
(1)道路交通振動	58
(2)工場・事業場振動	58
(3)建設作業振動	58
2 振動防止に講じた施策	59
(1)道路交通振動の限度	59
(2)規制地域の指定	59
<b>第5節 悪臭</b>	
1 悪臭の現状	60
2 悪臭防止に講じた施策	60
(1)規制	60
(2)指導	60
(3)畜産業における悪臭防止対策の推進	60
<b>第6節 化学物質</b>	
1 ダイオキシン類対策の推進	61
(1)汚染状況の監視	61
(2)発生源への指導	62
2 PCB廃棄物の管理・処分の指導	63
<b>第7節 土壌</b>	
1 土壌汚染	64
(1)有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出(法第3条)	64
(2)一定規模以上の土地の形質変更時の届出(法第4条)	64
(3)土壌汚染により健康被害が生ずる恐れのある土地の調査(法第5条)	64
(4)指定区域(法第6条～13条)	64

(5) 区域指定の申請(法第 14 条)	65
(6) 区域内からの汚染土壌の搬出(法第 16 条～21 条)	65
(7) 香川県生活環境の保全に関する条例	65
<b>第8節 地盤</b>	66
<b>第9節 公害の防止に関する施策等</b>	
1 環境影響評価(環境アセスメント)	67
2 公害防止協定	67
3 建築確認・開発許可申請時における公害防止事前指導	67
<b>第10節 公害に係る苦情</b>	
1 苦情の概要	68
2 苦情の発生状況	68
(1) 大気汚染に関する苦情	68
(2) 水質汚濁に関する苦情	68
(3) 騒音に関する苦情	68
(4) 振動に関する苦情	68
(5) 悪臭に関する苦情	68
<b>第4章 自然環境</b>	
<b>第1節 地形・地質</b>	
1 高松市の地形	69
(1) 地形区分	69
(2) 河川	69
(3) 讃岐山脈	69
(4) 前山丘陵	69
(5) 讃岐層群からなる丘陵・台地	69
(6) 高松平野	71
(7) 瀬戸内海	72
(8) 高松平野の成り立ち	72
2 高松市の地質	73
(1) 領家花崗岩類	73
(2) 和泉層群	73
(3) 讃岐層群	74
(4) 三豊層群	75
(5) 段丘堆積物及びその相当層	75
(6) 沖積層	75
(7) 高松クレーター	76
(8) 長尾断層	76
<b>第2節 動物</b>	
1 哺乳類	78
2 鳥類	79

3 淡水魚類	84
4 両生・爬虫類	84
<b>第3節 自然景観</b>	87
<b>第4節 法規制</b>	88
<b>第5節 自然環境の保全</b>	
1 豊かな自然環境の保全	89
(1)造林助成事業の推進	89
(2)分収造林事業による森林整備の推進	89
(3)森林・里山の保全の推進	89
(4)耕作放棄地の発生防止と、農地の持つ多面的機能の確保	90
(5)「ため池守り隊」市民活動支援事業の促進	90
(6)多自然川づくり実現に向けた取組の推進	90
(7)鳥獣被害防止対策の実施	91
<b>第6節 自然とふれあいの充実</b>	
1 自然とふれあう場づくり	92
(1)農業体験活動等の推進	92
(2)ふれあいの森整備事業の推進	92
<b>第5章 都市環境</b>	
<b>第1節 環境にやさしい交通環境の整備</b>	
1 公共交通体系の再構築	93
(1)本市における交通政策	93
(2)駐車場	94
2 自転車利用環境の整備	94
(1)レンタサイクル事業の推進	94
(2)自転車走行空間整備事業の推進	95
(3)自転車等駐車場施設整備事業の推進	95
(4)放置自転車等対策の推進	95
<b>第2節 身近な緑の保全と創造</b>	
1 都市公園等の整備	96
(1)身近な公園整備事業の推進	96
(2)ちびっこ広場の整備	97
(3)ポケットパーク	97
2 緑化の推進	97
(1)緑化事業	97
(2)学校施設緑化	98
(3)街路緑化の推進	98
(4)花いっぱい運動の推進	99
(5)公園の芝生化	100
<b>第3節 美しい景観の保全と創造</b>	
1 美しいまちの形成	101

(1)美しいまちづくりの推進	101
(2)電線類の地中化の推進	101
(3)環境美化啓発活動の推進	102
(4)ため池等景観整備事業の推進	104
2 歴史的・文化的財産の保全	104
(1)文化財の保存と活用の推進	104
(2)名木保護事業の推進	106

## 第6章 環境保全への理解と取組

### 第1節 環境教育・環境学習の充実

1 環境教育・環境学習の推進	107
(1)環境学習講座の実施	107
(2)南部クリーンセンター「エコホテル」の利用促進	107
(3)高松市小・中学生環境保全ポスターコンクールの実施	108
(4)水源地域との交流活動の実施	108
(5)こども農園整備事業	108
2 学校教育活動の推進	108
(1)概要	108
(2)小学校社会科副読本の発行	109
(3)各学校における環境教育の推進	109
(4)「チャレンジ！グリーン活動」への参加	109
(5)水環境学習の推進	109

### 第2節 環境保全活動の推進

1 自主的な環境保全活動の推進	110
(1)環境月間/パネル展・環境活動展の開催	110
(2)「いざり山」市民活動支援事業の推進	111
(3)「たかまつマイロード」事業の支援	111
(4)廃食油収集ステーション事業の推進	111

## 巻末資料

各種基準・資料	112
高松市環境基本計画における施策の柱ごとの環境指標と令和2年度実績 一覧表	161
高松市環境基本条例	163
環境問題関連年表	167